

○厚生労働省令第六十六号

児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）の施行に伴い、並びに児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第三条第一項及び第三項、第七条第一項及び第二項、第二十二條の二第一項、第二十二條の三第一項及び第二項、第二十二條の四第二項、第二十二條の五第一項、第二十六條並びに第三十條の規定に基づき、児童手当法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

児童手当法施行規則の一部を改正する省令

児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「法」という。）第七条」を「法第七条第一項」に、「様式第一号」を「様式第二号」に改め、「（特別区の長を含む。以下同じ。）」を削り、同条第二項各号を次のように改める。

一 支給要件児童のうち一般受給資格者（法第七条第一項に規定する一般受給資格者をいう。以下同じ

。の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域外に住所を有する児童（施設入所等児童（法第三条第三項に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。）を除く。以下この項、第二条第二項、第五条第一項及び第六条第二項において同じ。）があるときは、当該児童の属する世帯の全員の住民票の写し

二 支給要件児童のうちに第一条の理由により日本国内に住所を有しない児童があるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

三 一般受給資格者が支給要件児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくする者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

四 一般受給資格者が未成年後見人として支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

五 一般受給資格者が父母指定者として支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

六 一般受給資格者が法第四条第一項第一号に規定する父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又

はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

七 一般受給資格者が、支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者であつて、当該支給要件児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしないときは、当該事実を明らかにすることができる書類

八 一般受給資格者（未成年後見人であり、かつ、法人である場合を除く。）がその年（一月から五月までの月分の児童手当については、前年とする。）の一月一日において住所地の市町村の区域内に住所を有しなかつたときは、一般受給資格者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）につき、所得の額（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下「令」という。）第二条及び第三条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに法第五条第一項に規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証明書

九 法第五条第一項に規定する児童があるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

十 一般受給資格者が被用者（法第十八条第一項に規定する被用者をいう。第四項第二号において同じ。

）であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

第一条第三項中「法附則第七条第五項において準用する法第七条第一項の認定を受けている者に係る法第七条」を「法第七条第二項」に、「第一項の規定にかかわらず、様式第二号」を「様式第三号」に改め、同条第四項中「児童手当の支給の原因となる児童に係る第二項第一号から第三号まで」を「次の各号」に改め、同項に次の二号を加える。

一 施設等受給資格者（法第七条第二項に規定する施設等受給資格者をいう。以下同じ。）に施設入所等児童が委託されていること又はその設置する障害児入所施設等（法第四条第一項第四号に規定する障害児入所施設等をいう。以下同じ。）に施設入所等児童が入所していることを明らかにすることができる

書類

二 施設等受給資格者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

第一条を第一条の四とし、同条の前に次の三条を加える。

(法第三条第一項の厚生労働省令で定める理由)

第一条 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「法」という。）第三条第一項の厚生労働省令で定める理由は、留学（日本国内に住所を有しなくなつた日の前日まで引き続き三年を超えて日本国内に住所を有していた者及びこれに準ずる者が教育を受けることを目的として外国に居住すること（当該日本国内に住所を有しなくなつた日から三年以内のものに限り、法第四条第一項第一号に規定する父母等と同居する場合を除く。）をいう。）とする。

(施設入所等児童の範囲)

第一条の二 法第三条第三項第一号の厚生労働省令で定める短期間の委託は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条に規定する保護者（以下「保護者」という。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となつたことに伴ひ、二月以内の期間を定めて行われる委託とする。

2 法第三条第三項第二号の厚生労働省令で定める短期間の入所は、次の各号のいずれかに掲げる入所であつて、二月以内の期間を定めて行われるものとする。

一 児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第二十七条第一項第三号の規定により入所措置が採られて行われる法第三条第三項第二号に規定する障害児入所施設への入所

二 保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となつたことに伴い、児童福祉法第二十七条第一項第三号又は同法第二十七条の二第一項の規定により入所措置が採られて行われる法第三条第三項第二号に規定する乳児院等への入所

3 法第三条第三項第三号の厚生労働省令で定める短期間の入所は、二月以内の期間を定めて行われる入所とする。

4 法第三条第三項第四号の厚生労働省令で定める短期間の入所は、二月以内の期間を定めて行われる入所とする。

(父母指定者の届出)

第一条の三 法第四条第一項第二号に規定する父母指定者(以下「父母指定者」という。)が児童手当の支

給を受けようとするときは、様式第一号による届書を、その者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくする支給要件児童（法第四条第一項第一号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）の住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

第二条第一項中「法」を「一般受給資格者として児童手当の支給を受けている者（以下「一般受給者」という。）が法」に、「請求は」を「請求を行う場合には」に、「様式第二号」を「様式第四号」に改め、同条第二項中「第三号」を「第七号」に改め、同条に次の二項を加える。

3 施設等受給資格者として児童手当の支給を受けている者（以下「施設等受給者」という。）が法第九条第一項の規定による児童手当の額の改定の請求を行う場合には、様式第五号による請求書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

4 前項の請求書には、児童手当の額の増額の原因となる施設入所等児童に係る前条第四項第一号に掲げる書類を添えなければならない。

第三条を次のように改める。

第三条 一般受給者は、法第九条第三項の規定による児童手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、

速やかに、様式第四号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一 一般受給者に係る支給要件児童のうち三歳に満たない児童（法第六条第一項第一号イに規定する三歳に満たない児童をいう。）が三歳以上小学校修了前の児童（同号イに規定する三歳以上小学校修了前の児童をいう。次号において同じ。）となつたことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

二 一般受給者に係る支給要件児童のうち三歳以上小学校修了前の児童が小学校修了後中学校修了前の児童（法第六条第一項第一号イに規定する小学校修了後中学校修了前の児童をいう。次号及び第七条第一項において同じ。）となつたことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

三 一般受給者に係る支給要件児童のうち小学校修了後中学校修了前の児童が十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

四 一般受給者に係る支給要件児童が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

2 施設等受給者は、法第九条第三項の規定による児童手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速

やかに、様式第五号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一 施設等受給者に係る施設入所等児童のうち三歳に満たない施設入所等児童（法第六条第一項第二号に規定する三歳に満たない施設入所等児童をいう。）が三歳以上の施設入所等児童（同号に規定する三歳以上の施設入所等児童をいう。）であつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者となつたことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

二 施設等受給者に係る施設入所等児童のうち中学校修了前の施設入所等児童（法第四条第一項第四号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。第七条第二項において同じ。）が十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

第四条第一項中「受給者」を「一般受給者」に、「様式第三号」を「様式第六号」に改め、同条第二項中「第一条第二項第四号から第六号まで」を「第一条の四第二項各号」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

3 施設等受給者は、毎年六月一日から同月三十日までの間に、その年の六月一日における状況を記載した

様式第七号による届書を市町村長に提出しなければならない。

4 前項の届書には、第一条の四第四項第二号に掲げる書類を添えなければならない。

第五条の見出し中「氏名変更」を「氏名変更等」に改め、同条中「受給者」を「一般受給者」に、「氏名」を「氏名（法人にあつては、その名称）」に、「様式第四号」を「様式第八号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 施設等受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、十四日以内に、様式第九号による届書を市町村長に提出しなければならない。

一 施設等受給者が小規模住居型児童養育事業（児童福祉法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）を行う者であり、かつ、その氏名（法人にあつては、その名称）又は当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の名称を変更したとき。

二 施設等受給者が里親（児童福祉法第六条の四第一項に規定する里親をいう。以下同じ。）であり、かつ、その氏名を変更したとき。

三 施設等受給者が障害児入所施設等の設置者であり、かつ、その氏名（法人にあつては、その名称）又

は当該障害児入所施設等の名称若しくは種類を変更したとき。

四 氏名を変更した施設入所等児童があるとき。

第六条の見出し中「住所変更」を「住所変更等」に改め、同条第一項中「受給者」を「一般受給者」に、「住所地」を「住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）」に、「住所を」を「住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）」を「様式第四号」に改め、同条第二項中「受給者」を「一般受給者」に、「様式第四号」を「様式第八号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 当該児童が、一般受給者の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の市町村の区域外に住所を変更したとき又は当該市町村の区域外において住所を変更したとき（次号に該当する場合を除く。

）は、当該児童の属する世帯の全員の住民票の写し

二 当該児童が第一条の理由により日本国内に住所を有しなくなつたときは、当該事実を明らかにすることができるとする書類

第六条に次の一項を加える。

4 施設等受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、十四日以内に、様式第九号による届書を市町村長に提出しなければならない。

一 当該施設等受給者が、小規模住居型児童養育事業を行う者であり、かつ、その住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）を変更したとき又は当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地の市町村の区域内において当該所在地を変更したとき。

二 当該施設等受給者が、里親であり、かつ、その住所地の市町村の区域内において住所を変更したとき、又は居住地を変更した施設入所等児童があるとき。

三 当該施設等受給者が、障害児入所施設等の設置者であり、かつ、その住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）を変更したとき若しくは当該障害児入所施設等の所在地の市町村の区域内において当該所在地を変更したとき、又は居住地を変更した施設入所等児童があるとき。

第七条中「受給者は」を「一般受給者は」に、「様式第五号」を「様式第十号」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、引き続き法附則第二条第一項の給付の支給を受けることとなるとき、又は一般受給者に係る支

給要件児童のうち小学校修了後中学校修了前の児童が十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、この限りでない。

第七条に次の一項を加える。

2 施設等受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、様式第十一号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、施設等受給者に係る中学校修了前の施設入所等児童が十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、この限りでない。

第八条中「第六条第一項」の下に「若しくは第四項（同項第二号に該当する場合に限る。）」を加える。
第九条中「第十二条」を「第十二条第一項」に、「様式第六号」を「様式第十二号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第十二条第二項に規定する未支払の児童手当を施設入所等児童であつた者に受けさせようとする者は、様式第十三号による請求書を市町村長に提出しなければならない。

第九条の次に次の一条を加える。

(小規模住居型児童養育事業を行う者又は障害児入所施設等の設置者の請求書等の提出)

第九条の二 この省令の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者又は障害児入所施設等の設置者が行う請求書又は届書の提出は、当該小規模住居型児童養育事業を行う住居又は障害児入所施設等ごとに行わなければならない。

第十条中「受給者」を「一般受給者若しくは施設等受給者」に改める。

第十二条第一項の表を次のように改める。

第一條の四第 一項	法第七條第一項	法第十七條第一項の規定によつて読み替えられる法第七條第一項
	市町村長	法第十七條第一項の規定によつて読み替えられる法第七條第一項の認定をする者
第一條の四第 二項第一号	支給要件児童のうち一般受給資格者（法第七條第一項に規定する一般受給資格者をいう。以	公務員である一般受給資格者（法第七條第一項に規定する一般受給資格

	<p>下同じ。)の住所地(法人にあつては、主たる事務所の所在地)の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域外に住所を有する児童(施設入所等児童(法第三条第三項に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。))を除く。以下この項、第二条第二項、第五条第一項及び第六条第二項において同じ。)があるときは、当該児童</p>	<p>者をいう。以下同じ。)及び児童(施設入所等児童(法第三条第三項に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。))を除く。以下この項、第二条第二項、第五条第一項及び第六条第二項において同じ。)</p>
<p>第一条の四第二項第八号</p>	<p>一般受給資格者(未成年後見人であり、かつ、法人である場合を除く。)がその年(一月から五月までの月分の児童手当については、前年とする。)の一月一日において住所地の市町村の区域内に住所を有しなかつたときは、一般受給</p>	<p>公務員である一般受給資格者</p>

	<p>第二条第一項</p> <p>第三条第一項</p> <p>第四条第一項</p> <p>第五条第一項</p> <p>第六条第一項</p> <p>及び第二項</p> <p>第七条第一項</p> <p>第九条第一項</p> <p>第十条</p> <p>第十一条</p>	<p>資格者</p>
<p>市町村長</p>		<p>住所 氏名</p>
<p>法第十七条第一項の規定によつて読み替えられる法第七条第一項の認定をする者</p>		<p>住所 氏名</p>
<p>第六条第一項</p>	<p>住所 氏名 住所 氏名</p>	<p>住所 氏名</p>
<p>第五条第一項</p>	<p>住所 氏名</p>	<p>住所 氏名</p>
<p>第六条第一項</p>	<p>住所 氏名</p>	<p>住所 氏名</p>

	<p>地)の市町村の区域内において住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)</p>	
<p>第六条第三項</p>	<p>前項</p> <p>添えなければならない</p>	<p>前二項</p> <p>添えなければならない。ただし、第二号に該当する場合には、第一号に掲げる書類を添えることを要しない</p>
	<p>当該児童が、一般受給者の住所地(法人にあつては、主たる事務所の所在地)の市町村の区域外に住所を変更したとき又は当該市町村の区域外において住所を変更したとき(次号に該当する場合を除く。)は、</p>	<p>公務員である一般受給者又は</p>
<p>第十条</p>	<p>一般受給者若しくは施設等受給者</p>	<p>公務員である一般受給者</p>

第十二条の八の次に次の四条を加える。

(児童手当に係る寄附)

第十二条の九 法第二十二條の二第一項の規定による児童手当に係る寄附の申出は、当該受給資格者に支給する児童手当（施設入所等児童に係る部分を除く。）の額の全部又は一部について行うものとし、市町村長の定める日までに様式第十四号による申出書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

2 市町村長は、法第二十二條の二第一項の規定による申出により寄附を受けたときは、当該寄附を申し出た受給資格者に対して、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 当該寄附をした者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 当該市町村が寄附を受けた旨
- 三 当該寄附の額
- 四 当該寄附を受けた年月日

(受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等)

第十二條の十 法第二十二條の三第一項及び第二項の規定による費用の支払の申出は、市町村長の定める日までに様式第十五号による申出書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

2 法第二十二條の三第一項の学校教育に伴つて必要な厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる費用とする。

一 学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第十一条第二項に規定する学校給食費

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園又は特別支援学校の幼稚部（第五号において「幼稚園等」という。）の保育料

三 学校教育法に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部（第五号において「義務教育諸学校」という。）の児童又は生徒が各学年の課程において使用する学用品の購入に要する費用

四 児童福祉法第六條の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業の利用に要する費用

五 その他義務教育諸学校又は幼稚園等の学校教育に伴つて必要な費用

3 法第二十二條の三第一項の保育料に類するものとして厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる費用とする。

一 児童福祉法第六條の三第三項に規定する子育て短期支援事業の利用に要する費用

- 二 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業の利用に要する費用
- 三 児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業の利用に要する費用
- 四 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十九条第一号及び第二号に規定する事業の利用に要する費用

五 その他法第二十二条の三第一項に規定する保育料に類する費用

4 法第二十二条の三第二項の厚生労働省令で定める費用は、第二項第二号から第五号まで及び前項各号に掲げる費用とする。

（特別徴収の通知）

第十二条の十一 法第二十二条の四第二項の厚生労働省令で定める事項は、同項に規定する特別徴収対象者の氏名及び住所とする。

（施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合の児童手当の取扱い）

第十二条の十二 法第二十二条の五第一項の規定による施設入所等児童に対する児童手当の支払は、施設等受給資格者に支給すべき児童手当のうち、当該施設入所等児童に係る部分を当該施設入所等児童（法第三

条第三項各号に掲げる児童に該当しなくなつた者を含む。)ごとに支払うことによつて行うものとする。

第十三条中「附則第六条第二項、第七条第五項及び第八条第四項」を「附則第二条第三項」に、「様式第七号」を「様式第十六号」に改める。

第十四条中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第十五条中「第一条から第十二条まで及び」を「第一条、第一条の三、第一条の四第一項及び第二項、第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項及び第二項、第五条第一項、第六条第一項から第三項まで、第七条第一項、第八条、第九条第一項、第十条から第十二条まで、第十二条の九から第十二条の十一まで並びに」に、「附則第六条第一項」を「附則第二条第一項」に改め、同条の表を次のように改める。

第一条の四第一項及び第二項第一号	法第七条第一項	法附則第二条第三項において準用する法第七条第一項
第一条の四第二項第一号	住所地(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	住所地

	第二条第一項	法第九条第一項	法附則第二条第三項において準用する法第九条第一項
	第三条第一項	法第九条第三項	法附則第二条第三項において準用する法第九条第三項
	第五条の見出し	氏名変更等	氏名変更
	第五条第一項	氏名（法人にあつては、その名称）	氏名
	第六条の見出し	住所変更等	住所変更
	第六条第一項及び第三項第一号	住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	住所地
	第六条第一項	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	住所
第七条		法附則第二条第一項の	児童手当

	第九条	法第十二条第一項	給付
第十条	一般受給者若しくは施設等受給者	一般受給者	
第十二条第一項	法第十七条第一項	法附則第二条第三項において準用する法第十七条第一項	
第十二条第一項の表の下欄	法第十七条第一項	法附則第二条第三項において準用する法第十七条第一項	
第十二条の九第一項及び第二項	法第二十二條の二第一項	法附則第二条第三項において準用する法第二十二條の二第一項	
第十二条の九第一項	児童手当（施設入所等）	法附則第二条第一項の給付	

						児童に係る部分を除く 。）
第十二条の九第二項第一号	住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）	住所				
第十二条の十第一項	法第二十二条の三第一項及び第二項	法附則第二条第三項において準用する法第二十二条の三第一項及び第二項				
第十二条の十第二項及び第三項	法第二十二条の三第一項	法附則第二条第三項において準用する法第二十二条の三第一項				
第十二条の十第四項	法第二十二条の三第二項	法附則第二条第三項において準用する法第二十二条の三第二項				
第十二条の十一	法第二十二条の四第二項	法附則第二条第三項において準用する法第二十二条の四第二項				

第十四条	
法第十七条第一項	法附則第二条第三項において準用する法第十七条第一項
法第七条第一項	法附則第二条第三項において準用する法第七条第一項

第十六条及び第十七条を削る。

附則第二項を次のように改める。

2 平成二十四年四月分及び五月分の児童手当の支給を受けようとする場合における法第七条第一項の規定による認定の請求については、様式第二号中「譲渡所得の有無」欄及び「所得の状況」欄には記載を要しないものとし、かつ、第一条の四第二項第八号及び第九号に掲げる書類は添付することを要しないものとする。

様式第一号を次のように改める。

児童手当・特例給付 父母指定者指定届

（届出先）市町村長

殿

提出年月日	※受付確認年月日
平成 . .	平成 . .

1. 日本国内に住所を有しない父母等によって父母指定者として指定を受ける方が記入してください。

父母指定者	氏名	住所		電話 ()
	性別	男・女	生年月日	明治 大正 昭和 平成

2. 日本国内に住所を有しない父母等と別居している児童について、父母指定者として指定を受ける方が記入してください。

氏名	父母指定者との関係	生年月日	父母指定者との同居・別居の別	住所	父母指定者と別居している理由
		平成 . .	同 . 別		
		平成 . .	同 . 別		
		平成 . .	同 . 別		

3. 日本国内に住所を有しない父母等が記入してください。

児童手当の生計を算入する等	氏名	児童の続柄	住所	電話 ()
	性別	男・女	生年月日	帰国見込年月日
配偶者の有無	配偶者の有無	氏名	住所	電話 ()
	性別	男・女	生年月日	帰国見込年月日

児童の生計を維持している私、_____は、
上記1に記載されている者を父母指定者として指定いたします。

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
- ◎ ※印の欄は、記入しないでください。
- ◎ 字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。
- ◎ 記名押印に代えて、署名することができます。

（切り取らずに市町村へご提出ください。）

児童手当・特例給付 父母指定者指定届受領証

住所 _____
 父母指定者の氏名 _____
 児童の氏名 _____

児童手当法第4条第1項第2号に定める父母指定者として、上記の者が指定されたことを証明します。

平成 年 月 日

市町村長 _____ 印

(裏面)

注意

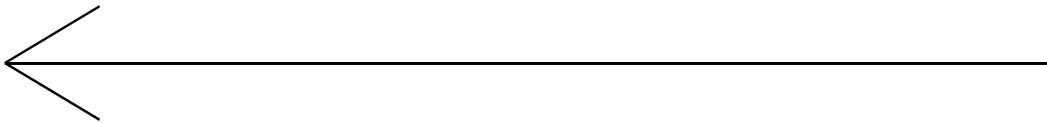
1. この届は、日本国内に住所を有しない父母等によって当該父母等が生計を維持している児童の児童手当等（児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。）を受給する者として指定された方（以下「父母指定者」といいます。）が、児童の住所地の市町村に提出するものです。
2. 父母指定者は表面の1及び2の各欄について記入してください。
3. 表面の2の「父母指定者と別居している理由」の欄は、児童が父母指定者と別居している場合に、その理由を記入してください。（例：児童が学校の寮に居住しているため同居できない）
4. 表面の3の各欄については、父母指定者を指定した父母等が記入してください。
5. 「帰国見込年月日」欄は、国外に居住している児童の生計を維持している父母等又はその配偶者が日本国内に帰国する予定の年月日をそれぞれ記入してください。
6. 表面の3の下の下線部分は、父母指定者を指定した方が署名してください。これにより、父母指定者を指定することとなります。

- ・ この届は、父母指定者に指定された方が児童の住所地の市町村へ提出してください。
- ・ 父母指定者が児童とは別の市町村に住所を有する場合は、父母指定者の住所地の市町村に対して児童手当等の認定請求をする際に、児童の住所地の市町村から発行される「児童手当・特例給付 父母指定者指定届受領証」を添付してください。

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第二号を次のように改める。



児童手当・特例給付 認定請求書												提出年月日		※受付確認年月日					
												平成 . .		平成 . .					
請求者	(ふりがな) 氏名 (法人名等)			職業			住所 (法人の主たる事務所の所在地)			電話 ()			支金 払融 希機 望関						
	性別	男・女	生年月日	明治 大正 昭和 平成	有・無	(ふりがな) 配偶者の氏名	有・無	(ふりがな) 配偶者の職業	ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者			名 称		口 座 番 号					
児 童	氏名		続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所			監護の有無	生計関係	※児童との関係で、該当する場合に○印	※3歳未満の児童○印	※3歳以上小学校修了前の児童○印	※小学校修了後中学校修了前の児童○印				
				平成 . .	同・別	平成 年 月				有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母							
				平成 . .	同・別	平成 年 月				有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母							
				平成 . .	同・別	平成 年 月				有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母							
				平成 . .	同・別	平成 年 月				有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母							
				平成 . .	同・別	平成 年 月				有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母							
加入している年金等の年金手帳、組合員証又は加入者証の種類別		ア. 厚生年金保険 イ. 私立学校教職員共済 ウ. 国家公務員共済			エ. 地方公務員等共済 オ. 国民年金 カ. その他 ()			譲渡所得の有無	有・無		認定・却下	認定・却下年月日		支給開始年月		区分		手当月額	
								扶養親族等及び児童の数 人 (うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数 人)				平成 . .		平成 .		・児童手当 ・特例給付		3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 中学生分 円 計 円	
								所得の状況	平成 年分所得額 円		控除後の所得額 円		所得制限限度額 円						
※審査	平成 年分所得の合計額		雑損控除額		医療費控除額		小規模企業共済等掛金控除額		障害者控除額人		寡婦・寡夫・勤労学生控除額		児童手当法施行令第3条第1項による控除						
	円		円		円		円		円		円		円 80,000円						

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。 ※印の欄は、記入しないでください。字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。記入押印に代えて、署名することができます。

注意

- 1 「氏名(法人名等)」の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 「住所(法人の主たる事務所の所在地)」の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 「職業」、「性別」、「生年月日」、「配偶者の有無」、「加入している年金等の年金手帳、組合員証又は加入者証の種別」、「譲渡所得の有無」、「扶養親族等及び児童の数」、「所得の状況」の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 4 「配偶者の氏名」及び「配偶者の職業」の欄は、「配偶者の有無」の欄で「有」を選んだ場合に記入してください。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
- 5 「児童」の欄は、請求者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。)をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 6 児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 7 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - ① 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - ② 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 8 「加入している年金等の年金手帳、組合員証又は加入者証の種別」の欄は、請求者の請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
 - ① 加入している公的年金制度について、「ア」から「カ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「カ」を○で囲んだ場合は、()内にその年金の名称を記入してください。
 - ② 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者(これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限り、)であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 9 「所得の状況」の欄は、請求者の前年(1月から5月までの月分については、前々年をいいます。以下同様です。)の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額、短期譲渡所得金額及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した額を記入して下さい。

なお、市町村民税又は特別区民税で雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除又は勤労学生控除を受けた場合は、それぞれの額を更に控除した額を記入して下さい。
- 10 「扶養親族等及び児童の数」の欄は、市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を、また[]内には、このうち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を記入してください。

なお、請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合は、その数を加えた数を記入してください。
いずれもない場合は、「なし」と記入してください。
- 11 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。
 - ① 児童が他の市町村(特別区を含みます。)に住所を有する場合は、その児童の属する世帯の全員の住民票の写し
 - ② 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
 - ③ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
 - ④ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑤ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑥ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類(請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。)
 - ⑦ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑧ 請求者が本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者の前年の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
 - ⑨ 「10」の後段に該当する児童があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類
 - ⑩ 請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第三号を次のように改める。

